

提案第 10 号

合併協定項目 8 地方税の取扱いについて

合併協定項目 8 地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日 提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

地方税の取扱いについて	
1	個人町民税 個人町民税の税率及び納期については、3 町に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
2	法人町民税 法人町民税の税率については、3 町に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
3	固定資産税 (1) 固定資産税の税率については、3 町に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 固定資産税の納期については、始良町の例による。
4	都市計画税 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、合併までに調整する。
5	軽自動車税 (1) 軽自動車税の税率については、3 町に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 軽自動車税の納期については、始良町の例による。
6	入湯税 入湯税については、始良町の例による。
7	町たばこ税・鉱産税・特別土地保有税 町たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税については、3 町に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。